

指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例施行規則

(平成6年指宿広域市町村圏組合規則第17号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号
平成18年指宿広域市町村圏組合規則第1号
平成22年指宿広域市町村圏組合規則第1号
平成25年指宿広域市町村圏組合規則第2号
平成29年指宿広域市町村圏組合規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広域市町村圏組合条例第1号）の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の給与については、指宿市職員の給与に関する条例施行規則（平成18年指宿市規則第30号）を準用する。ただし、南九州市からの派遣職員については、南九州市職員の給与の支給等に関する規則（平成19年南九州市規則第37号）を準用する。

(読替規定)

第3条 前条本文の規定に基づき、指宿市職員の給与に関する条例施行規則を準用する場合においては、同規則中「指宿市」とあるのは「指宿広域市町村圏組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と、同規則別表中「参事」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。

2 前条ただし書の規定に基づき、南九州市職員の給与の支給等に関する規則を準用する場合においては、同規則中「南九州市」とあるのは「指宿広域市町村圏組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年指宿広域市町村圏組合規則第1号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年指宿広域市町村圏組合規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日指宿広域市町村圏組合規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。